



平成 27 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 京 進
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 川 寛 治
(コード番号 4735 東証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 企 画 本 部 長 高 橋 良 和
(TEL 075-365-1500)

定款の一部変更および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日付け「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 27 年 8 月 20 日開催予定の第 35 期定時株主総会でご承認いただくことを前提として「監査等委員会設置会社」への移行を決定しておりますが、これに伴い、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」および、「監査等委員会設置会社移行後の役員人事」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款の第 2 条（目的）につきまして事業目的を変更するものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- ③ 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 31 条（取締役の責任免除）を新設するものであります。
- ④ その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は第 35 期定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 27 年 8 月 20 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 8 月 20 日（木）

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事の件

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

当社は、第 35 期定時株主総会において、前述の「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、同総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	選任の種別	現役職
立木 貞昭	再任	代表取締役会長
白川 寛治	再任	代表取締役社長
土坂 義高	再任	専務取締役 兼 第一運営本部長
高橋 良和	再任	取締役企画本部長 兼 開発部長
樽井 みどり	再任	取締役総務本部長 兼 総務部長 兼 情報システム部長
福澤 一彦	再任	取締役第二運営本部長 兼 京進これから研究所長
立木 康之	再任	取締役第三運営本部長 兼 英会話事業部部長

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の就任予定日

平成 27 年 8 月 20 日（木）

(3) 監査等委員である取締役の候補者

当社は、第 35 期定時株主総会において、前述の「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

なお、本件に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名	選任の種別	現役職
中島 賢	新任	—
市原 洋晴	新任	社外監査役
竹内 由起	新任	補欠監査役

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(4) 監査等委員である取締役の就任予定日

平成 27 年 8 月 20 日（木）

別紙

定款変更の内容は以下の通りであります。なお、本定款変更は、第 35 期定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 学習塾の経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる学習塾の加盟店の募集及び経営指導	1. 学習塾の経営ならびにフランチャイズチェーンシステムによる学習塾の加盟店の募集および経営指導
2. ～4. (項文省略)	2. ～4. (現行どおり)
5. 語学教室の経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる語学教室の加盟店の募集及び経営指導	5. 語学教室の経営ならびにフランチャイズチェーンシステムによる語学教室の加盟店の募集および経営指導
6. 保育園の経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる保育園の加盟店の募集および経営指導	6. 保育園の経営、小規模保育事業、一時預かり事業ならびにフランチャイズチェーンシステムによる保育園の加盟店の募集および経営指導
7. ～18. (項文省略)	7. ～18. (現行どおり)
第 3 条～第 11 条 (条文省略)	第 3 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 16 条 (条文省略)	第 12 条～第 16 条 (現行どおり)
(新 設)	(株主総会の議事録)
	第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 17 条 (条文省略)	第 18 条 (現行どおり)

<p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日</p>
---	---

<p>役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 27 条 当社は、監査役および監査役会を設置する。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>② 当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
--	--

<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (現行どおり)</p>
--	---

以上